

新公審査答申（情）第12号
令和5年8月25日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年8月10日付け、新行経第239号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月14日付け新人第28号により行った非公開決定は、これを取り消し、請求対象文書を特定し直し、改めて公開非公開の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

令和4年3月31日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、特定する職員（以下「特定職員」という。）が使用していたパソコン及びアクセス可能な電子データで印刷可能なものすべての過去5年分（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和4年4月14日、実施機関は、本件請求文書を、特定職員が在籍していた期間に、使用していたパソコン及びアクセスが可能であった電子データで、印刷が可能なものすべて（以下「本件対象文書」という。）と特定し、特定職員が使用していたパソコンに保存していたデータは破棄しており、実施機関が保有するデータの内容は条例第6条第6号エに該当するとして、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年4月22日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年8月10日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

すべての文書が個人情報ではないし、人事情報ではない。過去に実施機関は黒塗りして情報公開した。内容を確認して非公開部分は黒塗りして公開すべき。

実施機関は請求する文書を公開すべきか議論した上で、条例に基づいて結論付けて欲しい。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

平成29年度に特定職員が使用していたパソコンに保存していたデータはすでに破棄されている。

また、あわせて開示請求対象の人事課所有のNAS（ネットワークHDD）に保存されているデータについては全て人事業務に伴うものであり、特定職員も異動時にアクセス権は消滅している。仮に公開した場合、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、どのようなデータが保存されているか、内容の目録も含めて公開することはできない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に対し、特定職員が作成した電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）は破棄しており、実施機関で保存している電磁的記録は全て人事業務に伴うもので、公開すると人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から請求に係る電磁的記録全てが人事情報ではないとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、実施機関の主張について検討する。

2 本件請求文書について

- (1) 本件請求文書について、実施機関は、特定職員が在籍していた平成29年度において、使用していたパソコンに保存していた電磁的記録及びアクセスが可能であった電磁的記録で印刷可能なものと特定している。

- (2) また、本件対象文書の当時の保存について実施機関に確認したところ、特定職員が使用していたパソコンには、特定職員が作成した電磁的記録が保存されており、当時特定職員がアクセス可能であった電磁的記録は、実施機関が所有するNAS（ネットワークHDD）に保存されていたとのことであった。

3 本件決定について

- (1) 当審査会への本件対象文書が未提出であるため、当審査会は、改めて本件対象文書の保有の有無や電磁的記録の量、当審査会への提出について実施機関に確認したところ、実施機関からは、パソコンに保存していた電磁的記録は、特定職員が本課から異動する際に廃棄されており、NASにある電磁的記録の量は2.14GB（フォルダ数663個、ファイル数3,706個）であり、全て人事管理に関する内容であるため提出できないとのことであった。
- (2) そうすると、本件対象文書が人事管理に関する内容であることは、実施機関の分掌事務から推知できたとしても、全ての電磁的記録が人事管理に関する内容であるかは、本件対象文書の提出がないため見分できないことから、当審査会としては、実施機関の主張を直ちに是認することはできない。
- (3) 条例には、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされており、情報公開事務の手引きには、その解釈として、「不備があると認めるとき」とは、請求書に必要事項が記入されていない場合、不明確な箇所がある場合又は行政文書が特定できない場合等をいうと示されている。

また、公開請求に対する決定期限について条例には、やむを得ない理由により、公開請求があった日から起算して15日以内に決定することができないときは、その期間を30日以内に限り延長することができるとされ、さらには、公開請求に係る行政文書が著しく大量であり、公開請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき45日以内に公開決定等をし、残りの部分の行政文書については相当の期間内に決定等をすれば足りるとされている。

- (4) これらのことから、本件決定は、条例に基づいた適切な決定であるとは言えない。

したがって、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は、これを取り消し、改めて本件請求文書を特定した上で、決定すべきである。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 4年 8月10日	実施機関の諮問書を受理
令和 5年 5月11日	審査会開催（第1回）
令和 5年 7月10日	審査会開催（第2回）
令和 5年 8月23日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子